

小樽商科大学 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進委員会要項

(令和4年4月1日学長裁定)

(設置)

第1条 小樽商科大学における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の計画・策定を行い、適正に運用することを目的とし、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、プログラムに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) プログラムの開発、管理及び運営に関すること。
- (2) 学修支援及び情報公開に関すること。
- (3) 自己点検・自己評価及び改善に関すること。
- (4) その他プログラムに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学長が指名する教員 2名
- (3) 教務課長

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項に規定する副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務課が行う。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。